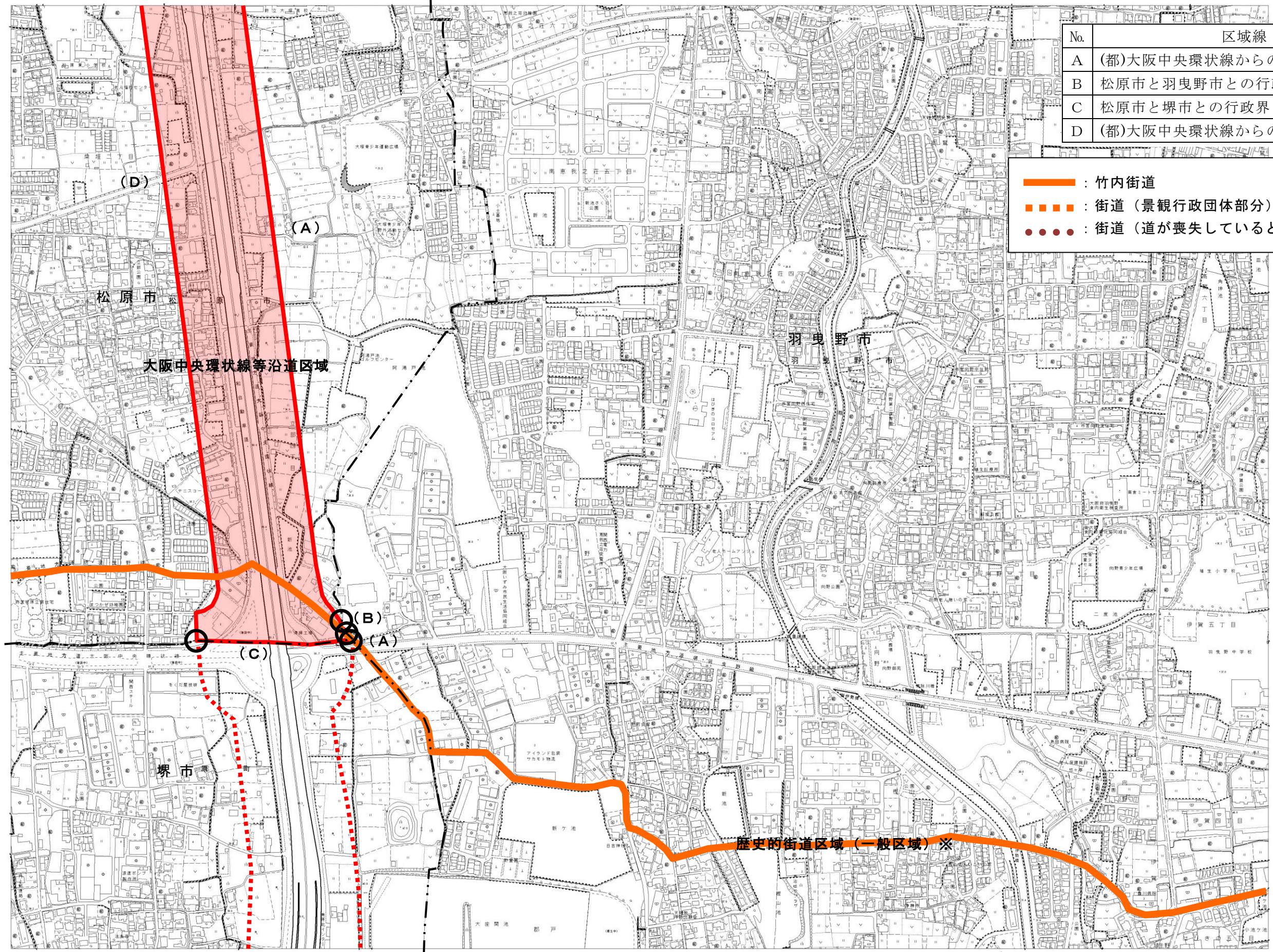


No.	区域線
A	(都)大阪中央環状線からの 50m の後退線
B	松原市と羽曳野市との行政界
C	松原市と堺市との行政界
D	(都)大阪中央環状線からの 50m の後退線

- : 竹内街道
- - - - : 街道 (景観行政団体部分)
- : 街道 (道が喪失しているところ)



※歴史的街道区域 (一般区域) は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域 (道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域) です。